



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 三 櫻 工 業 株 式 会 社
代 表 者 取締役社長 竹田 陽三
(コード番号：6584 東証第一部)
問合せ先 業 務 部 長 田村 豊
(TEL.03-5766-6641)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 101 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「株式等決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日付で施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。このため、当社定款上、不要となりました条文及び用語について形式的な変更をするものであります。
- (2) 株券喪失登録簿は、株式等決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。
- (3) 現行定款第 7 条の削除に伴い、必要となる条数の繰り上げおよびその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日(水曜日)

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株主についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第11条～第40条 (条文省略) (新 設)	(削 除) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。 (削 除) (単元未満株主についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第10条～第39条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。